

第4章 地域生活支援事業

1. 地域生活支援事業の実施に関する考え方

本町に住まう障害者がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービスを補完する事業として「洞爺湖町地域生活支援事業」を実施します。

「洞爺湖町地域生活支援事業」は、法令による必須事業及び選択事業により構成されます。

【必須事業】

- 相談支援事業
- コミュニケーション支援事業
- 日常生活用具給付等事業
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター事業

【選択事業】

- 日中一時支援事業
- 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

地域生活支援事業は、指定障害福祉サービスとともに障害者等の自立と社会参加を支援するための両輪となっていくものです。今後も、町では多様化するニーズ等を踏まえ、必要なサービスの把握・検討に努めます。

2. 地域生活支援事業の必要量の見込み

地域生活支援事業の必要量については次のように見込みます。

相談支援事業の必要量見込み

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)
①相談支援事業				
ア 障害者相談支援事業	1	1	1	1
イ 地域自立支援協議会	1	1	1	1
②相談支援機能強化事業	0	0	0	0
③住宅入居等支援事業	0	0	0	0
④成年後見制度利用支援事業	0	1	1	1

コミュニケーション支援事業の必要量見込み

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)
コミュニケーション支援事業	1	1	2	2

日常生活用具給付等事業の必要量見込み

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	給付等見込み件数 (件)	給付等見込み件数 (件)	給付等見込み件数 (件)	給付等見込み件数 (件)
①介護訓練支援用具	1	1	1	1
②自立生活支援用具	1	2	2	2
③在宅療養等支援用具	2	2	3	3
④情報・意志疎通支援用具	1	2	2	2
⑤排泄管理支援用具	24	32	41	41
⑥居宅生活動作補助用具	1	1	1	1

移動支援事業の必要量見込み

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)
	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)
	延利用見込み時間数 (時間)	延利用見込み時間数 (時間)	延利用見込み時間数 (時間)	延利用見込み時間数 (時間)
移動支援事業	1	1	1	1
	1	1	2	2
	1	3	3	3

地域活動支援センター運営事業の必要量見込み

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)	実施見込み箇所数 (か所)
	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)
①基礎的事業	1	1	1	1
	1	1	1	4
②機能強化事業	0	0	0	0

その他の選択事業の必要量見込み

サービス名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 23 年度
	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)	利用見込み者数 (人)
①日中一時支援事業	2	3	3	3

3. 地域生活支援事業の必要量確保の方策

地域生活支援事業のサービス提供について、基本的な方策として、民間事業者の参入を促すとともに、必要なサービスの量と質を確保し、利用者がそれぞれのサービスの選択を可能にさせるため、研修事業の実施や事業者間の連絡調整・情報共有を図っていきます。

また、委託先事業者によるサービス提供が円滑に行われるよう、支援します。

(1) 必須事業

□ 相談支援

一般的な相談支援に加え、地域活動支援事業として必要な方へのケアマネジメントなどを行う相談支援事業が市町村の必須事業として位置づけられ、民間の相談支援事業者を指定し、委託もできるようになります。市町村相談支援機能強化事業・居住サポート事業・成年後見制度利用支援事業などに区分されます。

[確保の方策]

○専門的な相談に対する体制を強化するため、清水友愛の里との連携について協議・検討していくなど、福祉・医療・保健等との緊密な連携による相談体制ネットワークを構築します。

□ コミュニケーション支援

聴覚障害者等のための意志疎通を仲介するための支援で、手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業・手話通訳設置事業に区分されます。

[確保の方策]

○民間の手話通訳経験者（町内及び豊浦町に各1名在住）に登録していただき、町が依頼することで、聴覚障害者に対するサポート体制を確保します。
○手話通訳者等の養成を図るなど、コミュニケーション支援事業の円滑なサービス提供に努めます。

□ 日常生活用具給付

日常生活用具と補装具を再区分し、点字器、歩行補助つえ等は日常生活用具へ移行します（パソコンは廃止）。

[確保の方策]

○法改正に伴う支払い方法の変更などにより利用者が混乱しないよう、町では従来どおりの手続き方法により対応していきます。

□ 移動支援

重度訪問介護、行動援護、包括支援の対象者以外の外出の際の移動支援を行います。

[確保の方策]

- 当面は個別支援型とし、居宅介護支援事業所に登録を依頼することで、サービス提供体制を確保していきます。

□ 地域活動支援センター

創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与します。

[確保の方策]

- 清水友愛の里への委託により対応します。
- 既に平成18年11月からはキャンドル製作や映画会など、参加者が楽しめる事業を実施しています。

(2) 選択事業

□ 日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業です。

[確保の方策]

- 伊達市内2事業所によるサービス提供体制を確保できる見込みです。